

## 第2編 平素からの備え

### 第1章 組織・体制の整備等

#### 第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準について定める。

##### 1 市の各部課における平素の業務

市の各部課は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

##### 【市の各部課における平素の業務】

部 課 名	平 素 の 業 務
<b>総務部</b> (総務管財課) (文書課) (情報管理課) (職員課) (防災安全課)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 市国民保護に関する総合調整に関すること</li><li>・ 市国民保護協議会の運営に関すること</li><li>・ 市保護本部に関すること</li><li>・ 市国民保護計画の見直し・変更に関すること</li><li>・ 初動体制の整備に関すること</li><li>・ 職員の参集基準の整備に関すること</li><li>・ 非常通信体制の整備に関すること</li><li>・ 都、指定地方行政機関、自衛隊、指定地方公共機関等との連携体制の整備に関すること</li><li>・ 研修、訓練に関すること</li><li>・ 危機情報の収集等に関すること</li><li>・ 特殊標章等の交付、許可に関すること</li><li>・ 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること</li><li>・ 被災情報の収集・提供体制の整備に関すること</li><li>・ 車両の調達に関すること</li><li>・ 消防団の充実・活性化の推進に関すること</li><li>・ 水防に関すること</li><li>・ その他各部課に属さない武力攻撃事態等に関する整備</li></ul>

<b>企画財政部</b> (企画課) (行政管理課) (秘書広報課) (財政課) (検査担当) (会計課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報道機関との連絡に関する事</li> <li>・ 国民保護に関する放送に関する事</li> <li>・ 国民保護対策関係予算、その他財務に関する事</li> <li>・ 現金及び物品の出納及び保管に関する事</li> </ul>
<b>市民部</b> (市民課) (保険年金課) (課税課) (納税課) (産業振興課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安否情報の収集・提供体制の整備に関する事</li> <li>・ 農家及び中小企業等への対策に関する事</li> <li>・ 食料、飲料水、生活用品等の救援物資の調達、保管及び配分に関する事</li> <li>・ 被災者に対する市税の減免及び徴収猶予に関する事</li> </ul>
<b>子ども生活部</b> (子育て支援課) (保育課) (青少年課) (市民生活課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在住外国人との情報連絡及び調整に関する事</li> <li>・ 国民保護に係るボランティア等の支援に関する事</li> <li>・ 子ども生活部が所管する施設における警戒等の予防対策に関する事</li> <li>・ 乳幼児等の救護、安全確保及び支援に関する事</li> </ul>
<b>環境部</b> (環境課) (ごみ対策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公園等の保全に関する事</li> <li>・ 廃棄物（し尿を含む）の処理に関する事</li> </ul>
<b>福祉部</b> (福祉推進課) (高齢介護課) (生活福祉課) (障害福祉課) (みのり福祉園) (健康課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療及び防疫に関する事</li> <li>・ 乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者等の救護、安全確保及び支援に関する事</li> <li>・ 救援物資の備蓄、運送及び配分に関する事</li> <li>・ 遺体の検案及びこれに必要な措置に関する事</li> <li>・ 義援金品の受領及び配分に関する事</li> <li>・ 福祉部が所管する施設における警戒等の予防対策に関する事</li> <li>・ 前記に掲げるものほか、保健衛生、救護及び保護に関する事（他の部に属するものを除く）</li> </ul>
<b>都市建設部</b> (都市計画課) (土木課) (建築課) (下水道課) (区画整理課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急仮設住宅等の確保及び応急修理に関する事</li> <li>・ 道路及び橋りょうの保全に関する事</li> <li>・ 水防に関する事</li> <li>・ 河川、道路等における障害物の除去に関する事</li> <li>・ 下水道施設の警戒等の予防対策に関する事</li> <li>・ 水道施設の警戒等の予防対策に関する事</li> <li>・ 応急給水に関する事</li> </ul>

<b>学校教育部</b> (学校教育課) (給食課) (指導室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校施設の警戒等の予防対策に関する事</li> <li>・ 被災児童及び生徒の学用品の供給に関する事</li> <li>・ 給食センターの警戒等の予防対策に関する事</li> </ul>
<b>社会教育部</b> (社会教育課) (中央公民館) (中央図書館)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会教育施設の警戒等の予防対策に関する事</li> <li>・ 文化財の保護に関する事</li> </ul>
<b>議会事務局</b> <b>選挙管理委員会事務局</b> <b>監査委員事務局</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市議会との連絡調整に関する事</li> <li>・ 他部に対する応援のための体制整備に関する事</li> </ul>

※ 国民保護に関する業務の総括、各部課間の調整、企画立案については国民保護担当部課長等の国民保護担当責任者が行う。

【参考】警視庁における平素の業務（東京都国民保護計画抜粋）

機関の名称	平 素 の 業 務
警視庁 東大和警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警備体制の整備に関する事</li> <li>・ 情報収集・提供等の体制整備に関する事</li> <li>・ 警備情報の収集に関する事</li> <li>・ 通信体制の整備に関する事</li> <li>・ 装備・資機材の整備に関する事</li> <li>・ 交通規制に関する事</li> <li>・ 生活関連等施設の安全確保の助言に関する事</li> <li>・ 関係県警察との連携に関する事</li> </ul>

【参考】東京消防庁（消防署）における平素の業務（東京都国民保護計画抜粋）

機関の名称	平 素 の 業 務
東京消防庁 第八消防方面本部 北多摩西部消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防活動体制の整備に関する事</li> <li>・ 通信体制の整備に関する事</li> <li>・ 情報収集・提供体制の整備に関する事</li> <li>・ 装備・資機材の整備に関する事</li> <li>・ 特殊標章の交付・管理に関する事（東京消防庁職員に限る。）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活関連等施設、危険物質等（消防法に関するものに限る。）取扱所の安全化対策に関すること</li> <li>事業所に対する避難等自主防災体制の指導に関すること</li> <li>避難住民の臨時の収容施設等に関する基準に関すること</li> <li>都民の防災知識の普及及び防災行動力の向上に関すること</li> </ul>
--	---

## 2 市職員の参集基準等

### (1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

### (2) 24時間即応体制の確保

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、東京消防庁（消防署）との間で構築されている情報連絡体制を踏まえて当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

### (3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

#### 【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	市の全部課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①担当部課体制
	全庁的に情報の収集、対応策の検討が必要な場合		②緊急事態連絡室体制
	原因不明の事案が発生するなど、その被害が災害対策基本法上の災害に該当し、国民保護に準じた措置を実施する必要がある場合		④市災害対策本部体制
事態認定後	市保護本部の設置の通知がない場合	市の全部課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①担当部課体制

	全庁的に情報の収集、対応策の検討等が必要な場合	②緊急事態連絡室体制
	市保護本部設置の通知を受けた場合	③市保護本部体制

**【職員等参集基準】**

体 制	参 集 基 準
①担当部課体制	総務部防災安全課職員
②緊急事態連絡室体制	通常の行政組織における部長及び課長に相当する職にある者並びに東大和市消防団員 (災害時における第1非常配備態勢と同等)
③市保護本部体制	全職員並びに東大和市消防団員
④市災害対策本部体制	(災害時における第3非常配備態勢と同等)

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市保護本部長、副本部長及び本部員の代替職員については、下記のとおりとする。

**【市保護本部長、副本部長及び本部員の代替職員】**

名称	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位)
本部長(市長)	副市長	教育長	総務部長
副本部長(副市長)	教育長	総務部長	企画財政部長
副本部長(教育長)	総務部長	企画財政部長	
本部員(各部長)	各部においてあらかじめ定める。		

(6) 市保護本部の代替機能の確保

市は、市保護本部が被災した場合等、市保護本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市保護本部の予備施設を次のとおり指定する。

	施設名	場所	電話
第1順位	市民体育館	桜が丘 2-167-13	566-3531
第2順位	市民会館 (ハミングホール)	向原 6-1	590-4411

(7) 職員の所掌事務

市は、(3) ①～④の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(8) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市保護本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

### 3 消防の初動体制の把握等

(1) 東京消防庁の初動体制の把握

市は、東京消防庁（消防署）からの情報を受け、その初動体制を把握する。また、地域防災計画における東京消防庁（消防署）との情報連絡体制を踏まえ、特に初動時における緊密な連携を図る。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、都と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取り組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、都と連携し、消防団に対する国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに市は、東京消防庁が特別区における消防団員の参集基準として定める基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

## 4 国民の権利利益の救済に係る手続等

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。

### 【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

項 目	内 容	担当課
損失補償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関する事（法第 81 条第 2 項）	総務管財課
	特定物資の保管命令に関する事（法第 81 条第 3 項）	総務管財課
	土地等の使用に関する事（法第 82 条）	総務管財課
	応急公用負担に関する事（法第 113 条第 1 項・5 項）	総務管財課
損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの（法第 70 条第 1・3 項、 80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条第 1 項）	総務管財課
不服申立てに関する事（法第 6 条、175 条）		文書課
訴訟に関する事（法第 6 条、175 条）		文書課

※ 表中の「法」は「国民保護法」を示す。

## 第 2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、都、他の区市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、下記のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

#### (2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、都、他の区市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関そ

他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関との意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。

## **2 都との連携**

(1) 都の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき都の連絡先及び担当部署（担当局等名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、都と必要な連携を図る。

(2) 都との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、都との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の都への協議

市は、都との国民保護計画の協議を通じて、都の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 市と都の役割分担

市は、救援や備蓄、安否情報の収集・提供などの措置について、地域防災計画における役割分担を基本として、都と協議し、役割分担を明らかにするものとする。

(5) 警察との連携

市は、避難住民の誘導が円滑に行えるよう、また自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、警察と必要な連携を図る。

(6) 消防との連携

市は、避難住民の円滑な誘導を行うことができるよう、東京消防庁（消防署）と緊密な連携を図る。

### 3 近隣区市町村との連携

#### (1) 近隣区市町村との連携

市は、近隣区市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近隣区市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている区市町村間の相互応援協定について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防除、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近隣区市町村相互間の連携を図る。

#### (2) 事務の一部の委託のための準備

市は、武力攻撃事態において、国民保護措置実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合を想定し、近隣区市町村と平素から意見交換を行う。

### 4 指定公共機関等との連携

#### (1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、市内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

#### (2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるように、都と協力して、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素から意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

#### (3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連絡体制の整備を図る。

#### 【関係機関との協定一覧】（現行）

資料編に掲載

#### (4) 事業所等との連携

市は、都及び関係機関と協力し、市内の事業所における武力攻撃事態等の観点を変えた防災対策への取組みに支援を行うよう努めるとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

### 5 事業所に対する支援

市は、東京消防庁（消防署）が実施する、事業所の施設管理者及び事業者に対する火災や地震等のための既存のマニュアル等を参考とした避難誘導のための計画等の作成などの指導について、必要に応じて協力する。

### 6 自主防災組織等に対する支援

#### (1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団および市等との間の連携を図れるよう配慮する。

また、都と連携し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

なお、自主防災組織等に対する指導、訓練を実施するに当たっては、東京消防庁（消防署）の協力を得て火災や地震等の対応に準じた避難要領等の啓発を行う。

#### (2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

## 第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制等の整備等について定める。

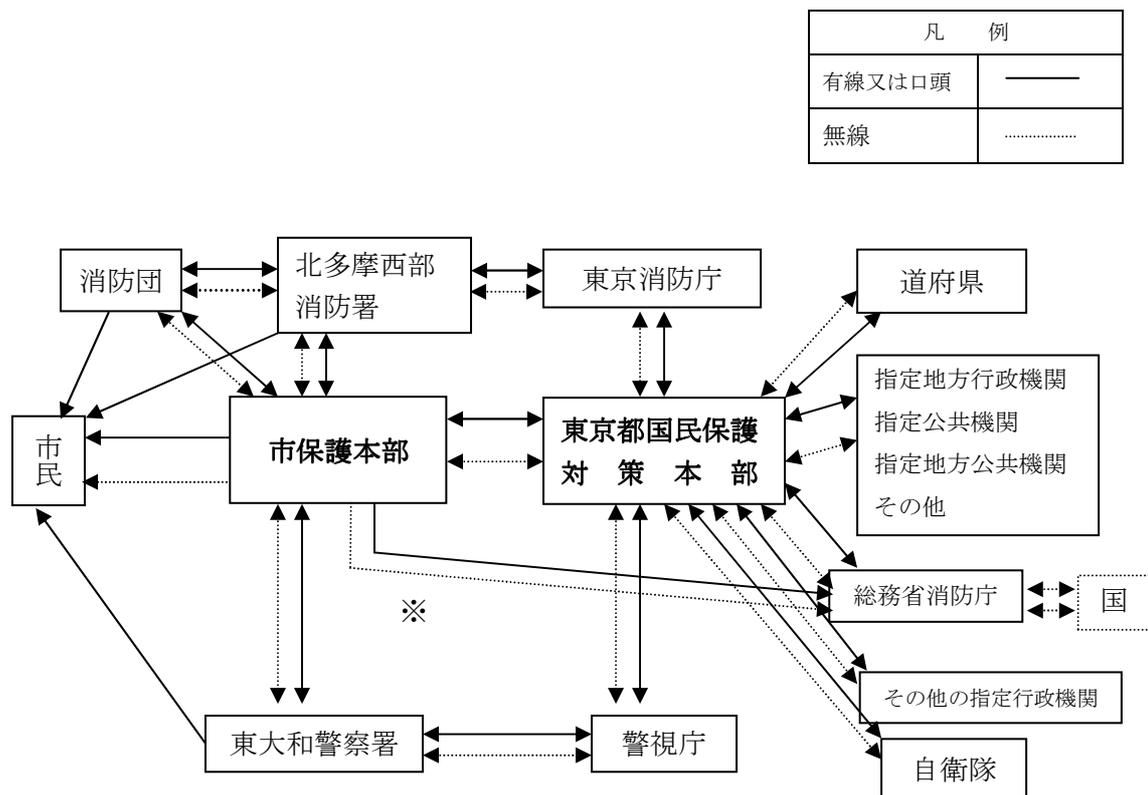
#### (1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、都国民保護計画における通信連絡系統を踏まえ、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

通信連絡の体系図



※ 武力攻撃災害等の状況により都対策本部に報告できない場合

## 第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

#### (2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・整備面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・都と連携し、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素からの情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。

運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</li> </ul>
面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、メール配信、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報伝達に際し援護を要するもの及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</li> </ul>

### (3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

## 2 警報等の伝達に必要な準備

### (1) 警報の伝達体制の整備

- ア. 市は、都知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。
- イ. 市長は、その職員を指揮し、消防の協力を得て、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、住民等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。
- ウ. 警報の伝達に当たっては、広報車の使用、消防団、自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討する。

### (2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。

同報系防災行政無線の整備に当たっては、国による全国瞬時警報システム（J-ALERT）<sup>(※)</sup>の開発・整備の検討を踏まえる。

<sup>(※)</sup> 対処に時間的余裕がない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震情報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接区市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行うシステム。

### （３）警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察との協力体制を構築する。

### （４）国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

### （５）大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

ア．市は、警報の内容の伝達を行うこととなる市内に所在する多数の者が利用又は居住する施設について、都との役割分担も考慮して定める。

また、市は、各々の施設の管理者等の連絡先の把握、情報伝達体制を整備する。

《多数の者が利用又は居住する施設》

- ・大規模集客施設等（駅、病院、学校、劇場等の文化施設、競技施設等）
- ・大規模事業所
- ・大規模集合住宅 外

イ．市は、都及び東京消防庁（消防署）が行う、大規模集客施設の管理者等に対する、突発的なテロ等が発生した場合における当該施設内の人々への情報提供（館内放送等）や避難誘導體制の整備等に関する指導・助言に協力する。

### （６）民間事業者の協力

市は、民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、都と連携して、各種の取組みを推進する。

その際、事業者の先進的な取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

### 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

#### (1) 安否情報収集のための体制整備

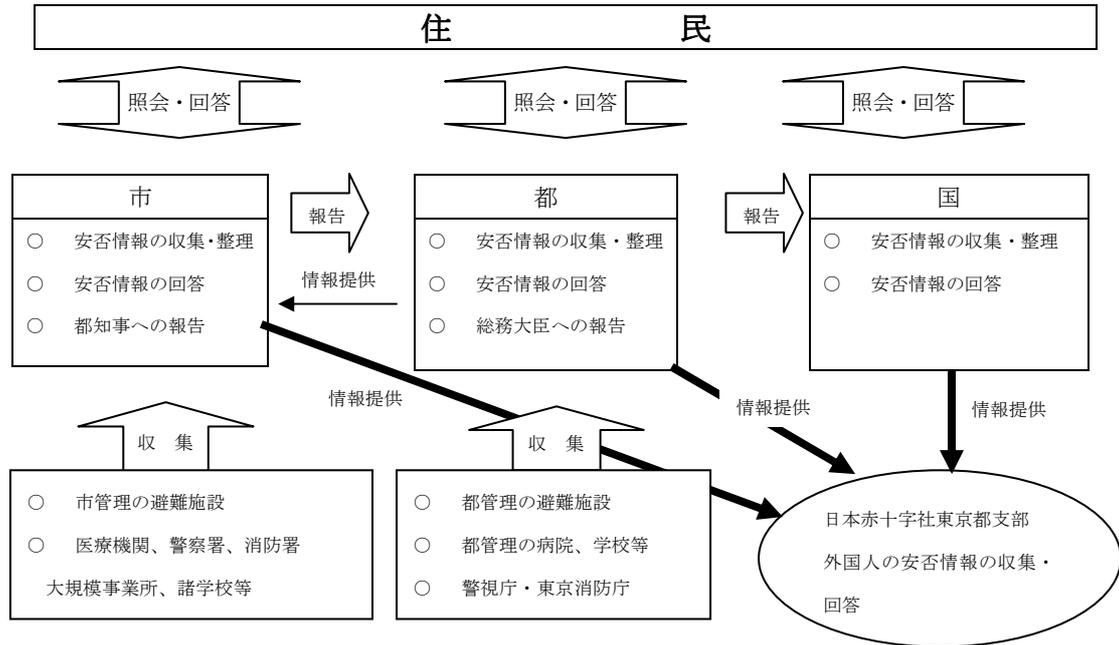
市は、安否情報（以下参照）を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。

また、都と安否情報の収集・回答部署、責任者等の情報を共有するなど、相互の協力体制を確保する。

#### 【収集・報告すべき情報】

- 1 避難住民（負傷した住民も同様）
  - ① 氏名
  - ② 出生の年月日
  - ③ 男女の別
  - ④ 住所
  - ⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
  - ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
  - ⑦ 負傷や疾病の有無
  - ⑧ 負傷又は疾病の状況
  - ⑨ 現在の居所
  - ⑩ 連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
  - ⑪ 安否情報の提供に係る同意の有無等
  
- 2 死亡した住民  
（上記①～⑥、⑩に加えて）
  - ⑫ 死亡の日時、場所及び状況
  - ⑬ 死体の安置場所
  - ⑭ 安否情報の提供に係る配偶者等の同意の有無等

《安否情報の収集・提供の概要》



(2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、以下の都との役割分担により安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、大規模事業所、諸学校等の安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

- 安否情報の収集は、住民に関する情報を有する市が行うことを基本とし、都は、都の施設等からの収集など補完的に対応
  - ・ 市…市管理の避難施設
    - 市の施設（学校等）
    - 市内の医療機関、警察署、消防署、大規模事業所、諸学校等
  - ・ 都…都管理の避難施設
    - 都の施設（病院・学校等）
    - 警視庁、東京消防庁等

(3) 住民等への周知

市は、避難時に氏名や身分を確認できるもの（運転免許証、パスポート、写真入の社員証等）を携行するよう、都と連携して、住民等に周知する。

#### 4 被災情報の収集・報告に必要な準備

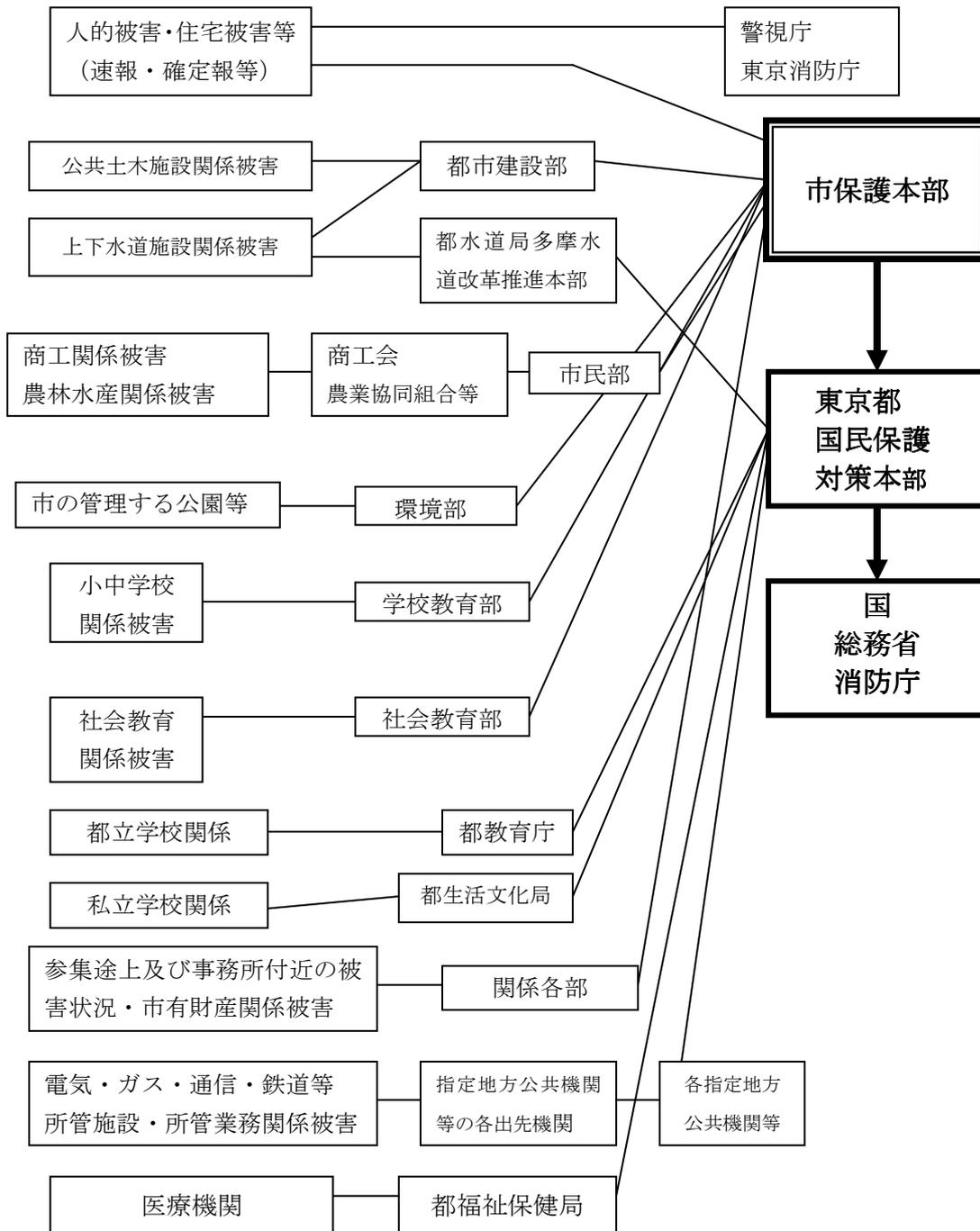
##### (1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報（以下参照）の収集、整理及び都知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、都における被災情報の収集・報告系統を踏まえ、必要な体制の整備を図る。

##### 《収集・報告すべき情報》

1. 武力攻撃災害の発生日時・場所
2. 発生した武力攻撃災害の概要
3. 人的・物的被害状況
  - (1) 死者、行方不明者、負傷者
  - (2) 住宅被害
  - (3) その他必要な事項
4. 可能な場合、死者の死亡年月日、性別、年齢、概況

## 《被災情報の収集・報告系統》



### (2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

## 第5 特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備 (※)

市は、武力攻撃事態において、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付することとなる。このため、これら標章等の交付等に係る体制の整備のために必要な事項を、以下のとおり定める。

### (1) 特殊標章等

#### ア 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

#### イ 身分証明書

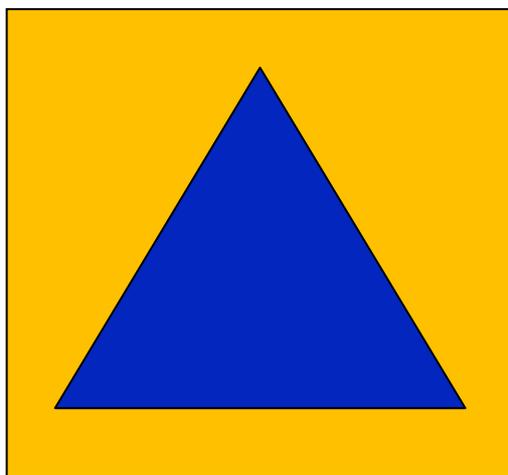
第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記「様式4」のとおり。）。

#### ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。

### (※) 【特殊標章等の意義について】

1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。



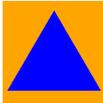
オレンジ色地に青色の三角形

## 国民保護法第158条第1項の身分証明書

[赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン(平成17年8月2日付閣副  
安危第321号各都道府県国民保護主管部長あて内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣  
参事官(事態法制企画担当)通知)3(3)②に定められる様式4]

[様式4]

表面

	(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)	
<b>身分証明書</b> IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name .....		
生年月日/Date of birth .....		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		
.....		
交付等の年月日/Date of issue..... 証明書番号/No. of card.....		
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry .....		

裏面

身長/Height .....	眼の色/Eyes .....	頭髪の色/Hair .....
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type ..... ..... .....		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格A7(横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

(2) 交付要綱の作成

市は、国の定める「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に基づき、具体的な交付要綱を作成する。

(3) 特殊標章等の作成・管理

市は、特殊標章等の交付要綱に基づき、必要となる特殊標章等を作成するとともに、交付する必要が生じた場合に迅速に交付できるよう適切に管理する。

## 第6 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、東京都市町村職員研修所等の研修機関の研修課程を有効に活用する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、前(1)による研修の機会を確保するとともに、国、都等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、都と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材やインターネット（内閣官房：国民保護ポータルサイト）、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、都、自衛隊、警視庁、東京消防庁、海上保安庁等の職員及び学識経験者等を講師に招くなど、外部

の人材についても積極的に活用する。

## 2 訓練

### (1) 市における訓練の実施

市は、近隣区市町村、都、国等関係機関と共同するなどして、住民、地域の団体及び事業者の自発的な参加を得て、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、警察、消防、自衛隊等との連携を図る。

### (2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ア. 市保護本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市保護本部設置運営訓練
- イ. 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ウ. 避難誘導訓練及び救援訓練

### (3) 訓練に当たっての留意事項

- ア. 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- イ. 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図れるよう留意する。
- ウ. 訓練実施時は、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、市国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- エ. 市は、自治会・町内会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するように努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- オ. 市は、都及び東京消防庁（消防署）と協力し、大規模集客施設、学校、病院、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓

練の実施を要請する。  
カ. 市は、警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

## 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

### 1 避難に関する基本的事項

#### (1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を、都と連携して準備する。

#### 【市において集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図  
(※ 人口分布、世帯数、昼夜間の人口のデータ)
- 区域内の道路網のリスト  
(※ 避難経路として想定される高速道路、国道、都道、市道等の道路のリスト)
- 輸送力のリスト  
(※ 鉄道、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)  
(※ 鉄道網やバス網、保有車両数等のデータ)
- 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）  
(※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- 備蓄物資、調達可能物資にリスト  
(※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)
- 生活関連等施設等のリスト  
(※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)
- 関係機関（国、都、民間事業者等）の連絡先一覧
- 町内会・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧  
(※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)
- 消防機関のリスト  
(※ 東京消防庁、消防方面本部、消防署、消防団本部の所在地等の一覧)
- 避難行動要支援者避難支援プラン

(2) 隣接する区市町村との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、関係する区市町村と想定される避難経路や相互の支援のあり方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等災害時要配慮者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難支援プランを活用しつつ、災害時要配慮者の避難対策を講じる。

(4) 民間事業者の協力

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から都と連携し、これらの企業の協力が得られるよう、連携・協力関係の構築に努める。

特に、突発的に事案が発生し、建物外にいる人々が緊急に屋内に避難せざるを得ない場合における受入等について、都と連携し、その協力の確保に努める。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合などにおいては、事業所等の単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所等における避難のあり方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

(6) 大規模集客施設との連携

市は、平素から都と連携して、大規模集客施設にいる多くの人々の避難が円滑に行われるように、情報伝達体制の確立など施設管理者等との連携に努める。

## 2 避難実施要領のパターンの作成

市は、都による支援を受け、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防、警察、海上保安部等、自衛隊等）との緊密な意見交換を行いつつ、総務省消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の避難方法等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

### 3 救援に関する基本的事項

(1) 都との調整

市は、市の行う救援について、防災計画における役割分担を基本として、都と協議し、その役割分担を明らかにする。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、都と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

(3) 救援センター運営の準備

市は、市が運営する避難所において避難住民の生活を支援するために設置する「救援センター」に関する運営マニュアルを、都の指針に基づき整備する。

### 4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、都と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、都が保有する当市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

○ 輸送力に関する情報

- ① 保有車輛等（鉄道、定期・路線バス等）の数・定員
- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など

○ 輸送施設に関する情報

- ① 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
- ② 鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）

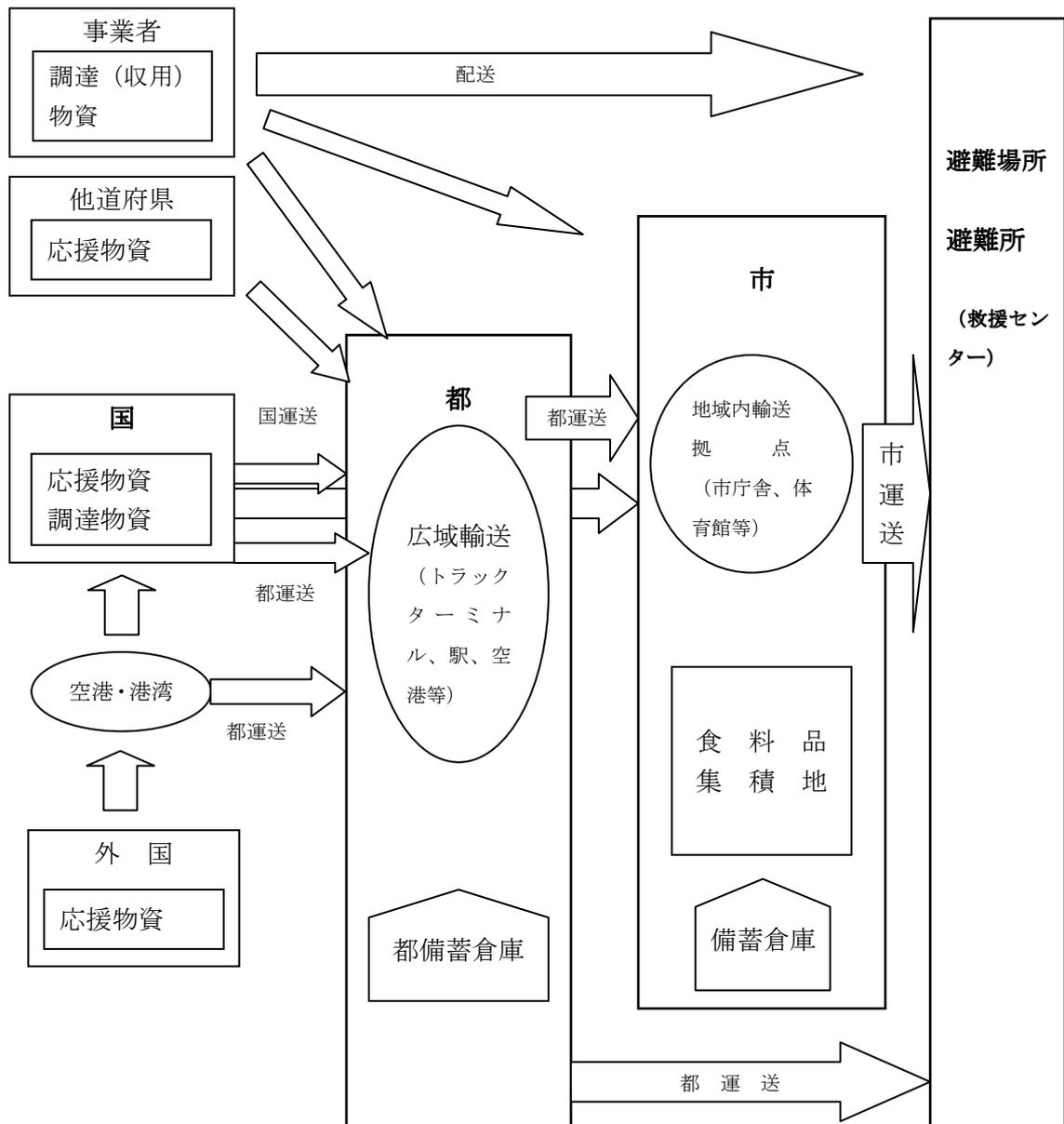
(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、都が保有する当市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

(3) 緊急物資等の運送体制の把握・整備

市は、都等からの緊急物資等の配送を受けるための拠点等の設定、各避難所等への運送など、緊急物資等の運送体制を把握し、整備する。

《緊急物資等の配送の概要》



## 5 避難施設の指定への協力

市は、都が行う避難施設の指定に際しては、以下の区分に応じて必要な情報を提供するなど都に協力する。

《避難施設の区分》（都国民保護計画より）

区 分	用 途	施設（例示）
避 難 所	○ 避難住民が避難生活をする場所、又は避難の指示・退避の指示などの際に一時的に避難する場所	・小、中、高等学校 ・公民館 ・体育館 ・劇場、ホール ・コンベンション施設 ・地下鉄コンコース※ ・地下街 ※ 等
二次避難所	○ 自宅、避難所での生活が困難で、介護などのサービスを必要とする高齢者や障害者その他特に配慮を要する者を一時的に受け入れ、保護する場所	・社会福祉施設 等
避 難 場 所	○ 特に、武力攻撃災害等により発生した大規模な火災からの一時的に避難するオープンスペース	・都立公園 ・河川敷 等

※ 地下鉄コンコース、地下街は、一時的な避難・退避をする場所に該当

市は、都が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、都と共有するとともに、都と連携して、住民に対して、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

## 6 生活関連等施設の把握等

### （1）生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連施設について、把握するとともに、都との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護法 施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名
第 27 条	1 号	発電所、変電所	経済産業省
	2 号	ガス工作物	経済産業省
	3 号	取水施設、貯水施設、浄水施設、 配水池	国土交通省
	4 号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5 号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6 号	放送用無線設備	総務省
	7 号	水域設備、係留設備	国土交通省
	8 号	滑走路等、旅客ターミナル施設、 航空保安施設	国土交通省
	9 号	ダム	国土交通省
	10 号	危険物質等（国民保護法施行令第 28 条）の取扱所	
第 28 条	1 号	危険物	総務省消防庁
	2 号	毒物・劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3 号	火薬類	経済産業省
	4 号	高圧ガス	経済産業省
	5 号	核燃料物質（汚染物質を含む）	文部科学省、経済産業省
	6 号	核原料物質	文部科学省、経済産業省
	7 号	放射性同位元素（汚染物質を含む）	文部科学省
	8 号	毒薬・劇薬（薬事法）	厚生労働省、農林水産省
	9 号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10 号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11 号	毒性物質	経済産業省

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、都の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、警察等との連携を図る。

## 第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

### 1 市における備蓄

#### (1) 防災のための備蓄の活用

住民の避難や避難住民の救援に必要な物資や資材については原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねる。

#### (2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

市は、国民保護措置の実施のため特に必要となる次のような物資及び資材<sup>(※)</sup>については、都及び関係機関の整備の状況等も踏まえ、あらたに備蓄、調達に努める。

#### 【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置  
放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

#### (3) 都及び他の区市町村との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、都と密接に連携して対応する。

武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の区市町村や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

(※) 国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされている。

### 2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

#### (1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等について、整備し、又は点検する。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存データ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

## 第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1 国民保護措置に関する啓発

#### (1) 啓発の方法

市は、都及び関係機関と連携しつつ、住民、地域の団体、事業者等に対し、広報誌、パンフレット、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

#### (2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

#### (3) 緊急時における事業者の協力

市は、都と連携し、緊急時に事業所内に逃げ込む住民の受入れなどの協力について、区域の事業者の理解を得るよう努める。

#### (4) 学校における教育

市教育委員会は、都教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

### 2 住民がとるべき行動等に関する啓発

- (1) 市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報の方法等について、啓発

資料等を活用して住民への周知を図る。

- (2) 市は、都が作成するパンフレット等を活用し、都と協力し、武力攻撃事態等において住民や事業者、学校等の施設管理者による適切な避難行動や避難誘導等について周知を図る。

また、市は、日本赤十字社、都、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

### **3 赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発**

市は、都及びその他関係機関と協力しつつ、武力攻撃事態等における赤十字標章等及び特殊標章等の使用の意義、使用に当たっての濫用防止等について、教育や学習の場など様々な機会を通じて啓発に努める。